

## 特定地域型保育事業者に係る行政処分について

山住幸代（以下「設置者」という。）が運営する小規模保育事業所の「にこにこ山住保育室」において、不適正な運営が行われているとの通報があり、令和3年2月1日から子ども・子育て支援法（以下「法」という。）及び児童福祉法の規定に基づき、特別監査（以下「監査」という。）を実施してまいりました。

その結果、「不正又は著しく不当な行為」、「職員配置基準違反」、「不正請求」及び「虚偽報告」の事実を確認しましたので、法第52条第1項の規定に基づき、設置者に対し、令和3年8月4日付けで「確認の効力の一部停止（新規利用者の受入停止）12箇月」の行政処分を実施するとともに、不正に受領した給付費について返還するよう求めましたので、御報告いたします。

### 1 対象

#### (1) 設置者の名称

山住 幸代（個人）

#### (2) 施設の概要

ア 名称：にこにこ山住保育室

イ 所在地：南区唐橋西寺町50

ウ 事業類型：小規模保育事業C型

エ 定員：10人

オ 在籍児童数：4人（令和3年8月1日現在）

0歳児	1歳児	2歳児
0	0	4

### 2 監査の実施状況

#### (1) 実施期間

令和3年2月1日から（現在も継続中）

#### (2) 実施内容

ア 書類調査

イ 関係者へのヒアリング

### 3 監査で確認した事実

#### (1) 不正又は著しく不当な行為（法第52条第1項第9号）

ア 実際に保育業務に従事していなかった職員A及び職員Bについて、家庭的保育補助者として保育業務に従事していたものとして「保育施設職員配置状況確認書」に記載し、職員配置基準を満たしているものとして本市に報告した（平成28年度から令和元年度までの提出分）。

イ 本市が1年に1回実施する指導監査において、上記アに掲げる職員が家庭的保育補助者として保育業務に従事していたものとして資料を作成し、本市に提出した（平成28年度から令和2年度までの実施分）。

#### (2) 職員配置基準違反（法第52条第1項第2号）

家庭的保育補助者として勤務していたものとして報告されていた職員A及び職員Bが、実際には保育業務に従事していなかったため、次の表に掲げる期間、家庭的保育者及び家庭的保育補助者の合計数が「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」で定める数を満たしていなかった。

年度	配置基準を満たしていなかった期間
平成28年度	7月～3月
平成29年度	11月～12月
平成30年度	10月～3月
令和元年度	5月～3月
令和2年度	12月～3月

#### (3) 不正請求（法第52条第1項第4号）

上記(2)の期間のうち、次の表に掲げる期間について、地域型保育給付費における管理者設置加算の算定に必要な人数の職員を配置していなかったにもかかわらず、当該加算を請求し、受領した。

年度	職員配置基準違反であるにもかかわらず管理者設置加算を受領していた期間
平成29年度	11月～12月
平成30年度	10月～3月
令和元年度	5月～8月、10月～3月

#### (4) 虚偽報告（法第52条第1項第5号）

ア 家庭的保育者（職員C）の配置を証する書類として、本人のものではない印鑑を押印し、本人のものとは異なる筆跡による署名がなされた労働条件通知書（平成31年4月30日付け）を捏造し、監査時に提出した。

イ 保護者に交付した給食献立表に土曜日のメニューが記載されていないにもかかわらず、土曜日のメニューを記載したものを偽造し、保護者に交付したのものとして監査時に提出した。

## **4 行政処分の実施等**

今回の事案については、過去数年にわたり、実際には保育業務に従事していなかった職員に従事していたと偽って本市に報告し、給付費を過大に請求・受領していたことから、悪質であると判断し、8月4日付けで以下の行政処分を行った。

また、不正に受領した給付費の返還を求めるとともに、給付費に係る加算金の支払いを求めた。

### **(1) 処分の内容**

- ア 処分の内容：確認の効力の一部停止（新規利用者の受入停止）12箇月
- イ 処分年月日：令和3年8月4日
- ウ 効力の停止期間：令和3年9月1日から令和4年8月31日まで
- エ 処分による効果：当該小規模保育事業所において、確認の効力の一部停止期間中、新規利用者を受け入れることができない。  
なお、既に在籍している児童については、引き続き保育が可能であり、今回の処分による影響はない。

### **(2) 不正請求額等の返還請求**

返還請求額：約1,020万円（加算金を含む。）

## **5 今後の取組**

### **(1) 在籍児童への対応**

- ア にこにこ山住保育室における対応  
在籍児童の保護者に対し、行政処分に至った経過や今後の児童の受入等について、設置者による個別の説明を実施
- イ 本市における対応  
在籍児童は引き続きにこにこ山住保育室に通園できるものの、不安の軽減のため、南区役所子どもはぐくみ室等の関係機関において保護者等からの相談に丁寧に対応していく。

### **(2) 当該施設への対応**

事業所運営全般について監査を継続し、適切な運営の確保に向けて引き続き指導していく。

### **(3) 市内の事業者への取組**

- ア 保育所等に対する周知  
市内の保育園・認定こども園、地域型保育事業所に対して、本事案の概要を周知するとともに、職員配置基準の遵守や給付費の算定を適切に行うよう注意喚起を行った。
- イ 未然防止・再発防止のための取組  
例年開催している保育所・認定こども園、地域型保育事業を対象とした運営説明会等の機会を活用し、職員配置基準や加算の運用等について、再度周知徹底を図っていく。

(参考1) 特定地域型保育事業者について

地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として、法に基づき市町村長が確認した事業者。

地域型保育給付費の支給に係る事業には、小規模保育事業(定員6～19人)、家庭的保育事業(定員5人以下)等がある。

(参考2) 小規模保育事業C型について

家庭的保育者(子育て支援員研修を修了した保育士)が、家庭的保育補助者(子育て支援員研修修了者、資格は問わない)とともに保育を提供する。

家庭的保育者1人につき3人まで、家庭的保育補助者とともに保育に当たる場合は5人までの児童を受け入れることができる。